

摂津市告示第 373 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、北部大阪都市計画公園を次のとおり変更した。

当該都市計画の図書については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 3 日

摂津市長 嶋野 浩一 朗

1 都市計画の変更に係る土地の区域

（変更する土地の区域）

摂津市鶴野一丁目地内、摂津市鶴野三丁目地内

2 縦覧場所

摂津市三島一丁目 1 番 1 号

摂津市建設部水みどり課